

- ・ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額の通知について
- ・ 被扶養者資格の再確認について
- ・ 健康保険委員研修会が開催されました

(参考)

- ・ 徳島県の医療費に関するレーダチャート等
- ・ 協会けんぽの医療費について(速報)
- ・ 平成20年度の健診データと医療費データの分析(速報)

## 1.ジェネリック(後発)医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額の通知について

ジェネリック医薬品については、患者負担の軽減や医療保険財政に資することから、政府はもとより関係団体等の協力のもとに使用促進のための取組みが推進されており、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担の軽減額等の情報提供を以下のとおり行います。

### 1.対象者

40歳以上の加入者のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担の軽減が一定以上見込まれる方(一定以上とは200円以上)  
(ただし、あらかじめ通知を希望されない旨ご連絡いただいた方などは対象外)

### 2.通知内容

先発医薬品の処方の内容、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担軽減額等(別紙1「通知書イメージ」をご参照ください。)

### 3.実施方法

加入者ごとに封筒に入れ、被保険者のお勤め先へ親展で郵送します。  
(被扶養者には被保険者を通じてお渡しいただきます)(徳島支部通知予定は約14,000通)

### 4.実施時期

平成22年4月下旬(徳島支部は4月26日事業所へ発送予定)

### 5.ご留意事項

#### (1)退職された方への通知

すでに退職された方へ通知(平成22年1月末時点のデータをもとに作成)が届いた場合には、返信用封筒により返送していただきます。

#### (2)任意継続保険加入者の方への通知

任意継続保険加入者の方には、ご自宅に親展で郵送します。

#### (3)自己負担軽減額の通知を希望されない場合

当通知を希望されない場合には、平成22年3月25日までに協会けんぽ徳島支部企画総務グループまで連絡していただきます。

### 【参考】

「後発医薬品の使用促進について」(厚生労働省ホームページより)

後発医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

このため、後発医薬品の普及は、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものと考えられますが、現在のところ、日本では、後発医薬品の数量シェアは16.9%(平成18年度)であり、欧米諸国と比較して普及が進んでいません。その要因の一つには、医療関係者の間で、後発医薬品の品質、情報提供、安定供給に対する不安が払拭されていないということが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、「平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%(現状より倍増)以上にする」という目標を掲げ、各般の後発医薬品の使用促進策に取り組んでいます。

## 2. 被扶養者資格の再確認について

---

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者で被保険者証をお持ちの方が現在も健康保険の被扶養者としての条件を満たしているか定期的に再確認します。協会けんぽ設立後、初めての被扶養者資格の確認については、平成22年5月下旬より実施いたします。

### 【 目的 】

景気の悪化に伴い保険料収入が落ち込む一方、医療費の支出が増えたことにより、協会けんぽの健康保険料については、4月より大幅な引き上げを行わざるを得なくなりました。皆様の保険料につきましては、医療費及び高齢者の医療費へ拠出金として使用されています。協会けんぽにおいては、保険料負担の抑制のため、医療費及び高齢者の医療費への拠出金の適正化を目的に健康保険制度上の被扶養者資格の再確認を行います。

### 【 なぜ保険料負担が増えるのか 】

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することになりますが、こうした協会けんぽなどからの拠出金は、各々の制度の加入者（被保険者及び被扶養者）の人数に応じて算出されます。そのため、本来、健康保険制度上の被扶養者から解除しなければならない方が届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの拠出金額に追加され、皆様の保険料負担も増えることとなります。

### 【 届出もれの多いケース 】

平成22年度においては、特に就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入した方について、被扶養者解除の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認いたします。

### 【 再確認の流れ 】

別紙2「協会けんぽ被扶養者資格の再確認実施イメージ」をご参照ください。

### 【 実施スケジュール 】

- 1 事業主様へ発送 : 平成22年5月下旬から6月下旬
- 2 協会けんぽへの提出期限 : 平成22年7月末

### 【 事業主様の確認方法 】

別紙3「被扶養者状況リストの確認方法（イメージ）」をご参照ください。

## 【 協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認 】

原則として、毎年度実施します。 また、平成 23 年度以降の実施にあたっては、平成 22 年度と同様に、就職などによる二重加入の早期確認に努めることとなりますが、実施時期、収入要件等の確認についても、毎年度検討することとしています。

## 【 再確認により解除となった件数 】

過去に社会保険庁（現「日本年金機構」）にて実施した被扶養者資格の再確認では、平成 18 年度に約 7 万人、平成 20 年度に約 5 万人の届出もれがありました。

## 【 任意継続被保険者 】

平成 22 年度においては、任意継続被保険者の被扶養者資格の確認は行いません。

## 【 その他 】

協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認の実施方法は、従来、社会保険庁（現、日本年金機構）で行っていた方法とは異なります。

社会保険庁で行っていた実施方法

被保険者単位の被扶養者調書で確認

解除となる被扶養者がいない場合でも、すべて被扶養者調書の提出が必要

協会けんぽでの実施方法

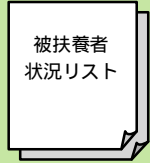
被扶養者全員のリストによる確認

事業主が確認したリストを提出

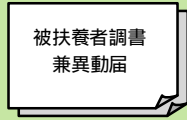
解除となる被扶養者がいる場合は、被扶養者調書兼異動届をリストと同時に提出

# 協会けんぽ被扶養者資格の再確認実施イメージ

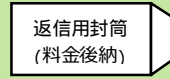
## 協会けんぽ



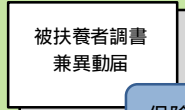
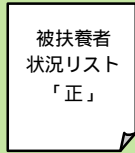
被扶養者全員のリスト  
(正・副)



白紙用紙  
(解除専用)



内容審査後「被扶養者調書兼異動届」を年金事務所へ回送

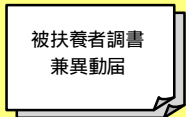


保険証



異動届回送

## 年金事務所



保険証

被扶養者解除処理  
「控」を事業主へ発送



H22.5 下旬より  
順次送付

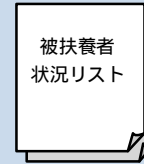


協会けんぽへ  
(7月末期限)

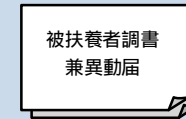


異動届「副」  
を送付

## 事業主様



リストにて被扶養者資格の再確認  
確認後、リストに事業主印、「正」を提出  
(リスト「副」は事業主にて保管)

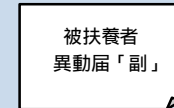


解除となる被扶養者については、同封の  
「被扶養者調書兼異動届」を記入し同封

保険証

解除となる被扶養者分の保険証を添付

\* 解除となる被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストのみ提出



異動届「副」を事業主にて保管

注：協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認時以外の「健康保険被扶養者（異動）届」は年金事務所に直接提出となります。

# 健康保険委員研修会 が開催されました



平成22年3月10日、「JA会館別館2階大ホール」において、協会けんぽ設立後、初めての健康保険委員研修会が開催されました。

当日は約100名の健康保険委員の皆様にお集まりいただきました。健康保険委員の皆様には、大変お忙しいところ研修会にご出席いただき、誠にありがとうございました。また、事業主様等におかれましては、ご配慮とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

研修会では、以下のテーマについて主に説明いたしました。

- 1.都道府県単位健康保険料率の改定について
- 2.健康保険給付について
- 3.生活習慣病予防健診・特定検診について

また、平成22年度早々に実施いたします「ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額軽減通知サービス」「健康保険被扶養者の資格確認」などについても説明を行いました。

今回ご参加していただいた健康保険委員の方々には、最後まで大変熱心にお聞きいただき、また、アンケートにお答えいただき、ありがとうございました。

協会けんぽ徳島支部では、研修会でご回答いただきましたアンケートのご意見等を踏まえ、より一層充実した研修会を開催していきたいと考えております。

今後も皆様のご協力ご支援を賜りますようお願いいたします。